番
 号

 年
 月

 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者の長即

# 平成 年度 民間まちづくり活動促進事業費補助金 交付申請書

平成 年度 民間まちづくり活動促進事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条の規定により、下記のとおり申請します。

- 1. 事業名 民間まちづくり活動促進事業
- 2. 補助事業者
- 3. 交付申請額 金 円

## 4. 補助事業の内容

事業名	業務名	実施地区名	<u> </u>	事	業	内	容

## 5. 補助事業に要する経費の区分

(単位:円)

		補助対象経費					
区分		負担区分					
			都市再生整 備推進法人		計		
	国庫補助金	地方公共 団体	土地所有者 等 <sup>*1</sup>	その他			
			協議会**2				
計画等コーディネート							
民間まちづくり 計画等策定							
社会実験・実証事 業等							
計							

- ※1 民間まちづくり活動促進事業制度要綱第2条第三号に規定する土地所有者等をいう。
- ※2 民間まちづくり活動促進事業制度要綱第2条第四号に規定する協議会をいう。
- 6. 補助事業の完了予定期日 平成 年 月 日

(単位:円)

			,
	区分	金 額	備  考
収入	国庫補助金		
	地方公共団体		
	都市再生整備 推進法人		
	土地所有者等 協議会		
	その他		
	計		
支出			
	計		

※ 都市再生整備推進法人が補助事業者となり社会実験・実証事業等を実施する場合、及び中心市街地活性化協議会、景観協議会、市町村都市再生整備協議会又は低炭素まちづくり協議会が補助事業者となる場合には、地方公共団体からの補助金の交付決定通知の写し等、地方公共団体の費用負担が分かる資料を添付してください。

備考)都市再生整備推進法人、中心市街地活性化協議会、景観協議会、市町村都市再生整備協議会又は低炭素まちづくり協議会が補助事業者となる場合には、定款の写しを添付すること。

また、土地所有者等又は民間事業者等が補助事業者となる場合には、組織の目的、活動概要、組織概要等が分かる資料を添付すること。

国 土 交 通 大 臣 殿

地方整備局長等印

## 平成 年度 民間まちづくり活動促進事業費補助金 交付申請進達書

平成 年度 民間まちづくり活動促進事業費補助金について、別紙のとおり補助金の 交付申請があり、その内容を審査したところ適正と認められるので、交付決定されたく進 達します。

(備考) 本様式に次表をあわせたものが進達書である。

番号	補助事業者名	補助事業等の	補助金額	補助申請番号		
		事業名	地区名	(千円)	日	付

補助事業者の長殿

国 土 交 通 大 臣 印

### 平成 年度 民間まちづくり活動促進事業費補助金 交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった平成 年度 民間まちづくり活動促進事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号)第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、同法第8条の規定により通知します。

- 1. 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、交付申請書(以下「申請書」という。) により申請のあったとおりとする。
- 2. 補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

- 3. 補助事業に要する経費の配分は、申請書の負担区分欄に記載のとおりとする。
- 4. 補助金の交付条件は次のとおりとする。
  - 1) 補助事業の実施について、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ国土交

通大臣の承認又は指示を受けなければならない。

- イ 補助事業に要する経費の配分の変更をするとき
- ロ 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をするとき
- ハ 補助事業を中止し、又は廃止するとき
- ニ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったとき
- 2) 補助事業を行う者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年 法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政 令第 255 号)及び民間まちづくり活動促進事業制度要綱(平成 24 年国都まち第 135 号、 国都計第 149 号、国都市第 336 号、国都景歴第 31 号)並びに民間まちづくり活動促 進事業交付要綱(平成 24 年国都まち第 135 号、国都計第 149 号、国都市第 336 号、 国都景歴第 31 号)に従わなければならない。

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者の長印

## 平成 年度 民間まちづくり活動促進事業費補助金 交付申請取下申出書

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請した民間まちづくり活動促進事業 費補助金に係る交付の申請を、下記の理由により取り下げたいので、民間まちづくり活動 促進事業交付要綱第7条の規定により申し出ます。

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者の長即

# 平成 年度 民間まちづくり活動促進事業費補助金 交付決定変更申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった民間まちづくり活動促進事業費補助金についての交付決定の内容等を下記のとおり変更したいので、 民間まちづくり活動促進事業交付要綱第8条第1項の規定により、その承認を申請します。

記

#### 1. 変更事項及び理由

事業名	業務名	実施地区名	変更事項	変更申請の主たる理由

## 2. 変更の内容

## ・交付決定額の変更

(単位:円)

交付決定額	変更増減額	変更額	摘  要

### ・補助事業の内容の変更

業務名	実施地区名	事業内容

(単位:円)

区 分		負担区分					
			都市再生整備推進法人		計		
	国庫補助金	地方公共 団体	土地所有者 等 <sup>※1</sup>	その他			
			協議会**2				
計画等コーディネート							
民間まちづくり 計画等策定							
社会実験・実証事 業等							
計							

<b>※</b> 1	早間またべく	り活動促進事業制度要綱第2条第三号に規定する土地所有者等をいう。	
~~ I	ス川まり フト	刀百型用足手手未叫及 安侧男 女未免 一九(5,86年95) 上地几年有 美久VV儿	_

 ( 平成 年 月 日 )

 平成 年 月 日

・補助事業の完了予定期日の変更 平成 年 月 日

<sup>※2</sup> 民間まちづくり活動促進事業制度要綱第2条第四号に規定する協議会をいう。

### 3. 収支予定

(単位:円)

	区分	金額	備  考
収入	国庫補助金		
	地方公共団体		
	都市再生整備 推進法人		
	土地所有者等 協議会		
	その他		
	計		
支出			
	計		

※ 都市再生整備推進法人が補助事業者となり社会実験・実証事業等を実施する場合、及び中心市街地活性化協議会、景観協議会、市町村都市再生整備協議会又は低炭素まちづくり協議会が補助事業者となる場合には、地方公共団体からの補助金の交付決定通知の写し等、地方公共団体の費用負担が分かる資料を添付してください。

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者の長即

## 平成 年度 民間まちづくり活動促進事業費補助金 中止 (廃止) 承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった標記事業について下記のとおり中止 (廃止) したいので、民間まちづくり活動促進事業交付要綱第8条第2項の規定により、その承認を申請します。

- 1. 中止 (廃止) の理由
- 2. 中止 (廃止) 後の措置

国 土 交 通 大 臣 殿

地方整備局長等印

## 平成 年度 民間まちづくり活動促進事業費補助金 交付決定変更(中止(廃止))申請進達書

平成 年度 民間まちづくり活動促進事業費補助金について、別紙のとおり補助金の変更交付(中止(廃止))申請があり、その内容を審査したところ適正と認められるので、これを変更(承認)されたく進達します。

(備考) 本様式に次表をあわせたものが進達書である。

※中止 (廃止) 申請は不要

(単位:円)

		補助事	事 補助事業等の名称		変更増△減	改交付	今回変更申請書	当初交付決定		
	番号	業者名	事業名	地区名	補助金額	額又は内容	決定額	番号	番号	摘要
						変更		日付	日付	

補助事業者の長殿

国 土 交 通 大 臣

# 平成 年度 民間まちづくり活動促進事業費補助金 交付決定変更通知書

平成 年 月 日付国都総第 号で交付決定を通知した平成 年度 民間まちづくり活動促進事業費補助金については、下記のとおり当該決定の額及びその内 容を変更したので、通知する。

記

- 1 変更に係る補助事業の内容は、平成 年 月 日付 第 号による交付申請書記載のとおりとする。
- 2 変更に係る補助事業に要する補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。

(単位:円)

区分	前回までの 交付決定額	今回変更 増△減額	変更交付決定額
補助対象経費			
補助金の額			

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者の長即

### 平成 年度 民間まちづくり活動促進事業費補助金 補助事業執行困難等報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった標記事業について事故が生じたので、民間まちづくり活動促進事業交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

- 1. 補助事業の進捗状況
- 2. 事故の内容及び要因
- 3. 補助事業に係る収支予算、事故発生までに要した経費の収支状況及び交付金の交付決定額
- 4. 事故に対してとった措置及び今後とろうとする措置

国 土 交 通 大 臣 殿

地方整備局長等印

平成 年度 民間まちづくり活動促進事業費補助金(都市環境改善支援事業) 補助事業事故報告進達書

平成 年度 民間まちづくり活動促進事業費補助金について、別紙のとおり補助事業の執行困難等の状況報告があったので、これを進達します。

地方整備局長等 殿

補助事業者の長即

### 平成 年度 民間まちづくり活動促進事業費補助金 遂行状況報告書

(平成 年 月 日付け 第 号)による指示に係る平成 年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定の通知のあった標記事業の遂行状況について、民間まちづくり活動促進事業交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

- 1. 事業遂行状況及び支出状況 (説明のなかで、事業に対する出来高の比率(進捗率)を明示すること。)
- 2. 事業完了(予定) 平成 年 月 日

地方整備局長等 殿

補助事業者の長印

## 平成 年度 民間まちづくり活動促進事業費補助金 実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった標記事業を下記のとおり実施したので、民間まちづくり活動促進事業交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり実績報告します。

記

1. 補助金の交付決定額及びその精算額

 交付決定額
 金
 円

 精 算 額
 金
 円

2. 補助事業の完了期日 平成 年 月 日

### 3. 補助事業の内容

事業名	業務名	実施地区名	事業内容

### 4. 補助事業に要する経費の区分

(単位:円)

		Ę			
区 分		負担	区分		
	国庫補助金	地方公共団体	都市再生整 備推進法人 土地所有者 等*1 協議会*2	その他	計
計画等コーディネート					
民間まちづくり 計画等策定					
社会実験・実証事 業等					
計					

- ※1 民間まちづくり活動促進事業制度要綱第2条第三号に規定する土地所有者等をいう。
- ※2 民間まちづくり活動促進事業制度要綱第2条第四号に規定する協議会をいう。

(単位:円)

			,
	区分	金額	備  考
収入	国庫補助金		
	地方公共団体		
	都市再生整備 推進法人		
	土地所有者等 協議会		
	その他		
	計		
支出			
	計		

※ 都市再生整備推進法人が補助事業者となり社会実験・実証事業等を実施する場合、及び中心市街地活性化協議会、景観協議会、市町村都市再生整備協議会又は低炭素まちづくり協議会が補助事業者となる場合には、地方公共団体からの補助金の交付決定通知の写し等、地方公共団体の費用負担が分かる資料を添付してください。

備考1)調査、検討内容に関する報告書を別途提出のこと。

備考2)都市再生整備推進法人、中心市街地活性化協議会、景観協議会、市町村都市再生 整備協議会又は低炭素まちづくり協議会が補助事業者となる場合には、定款の写しを 添付すること。

また、土地所有者等又は民間事業者等が補助事業者となる場合には、組織の目的、活動概要、組織概要等が分かる資料を添付すること。

国 土 交 通 大 臣 殿

地方整備局長等印

平成 年度 民間まちづくり活動促進事業費補助金 実績報告書の受理について

平成 年度 民間まちづくり活動促進事業費補助金について、補助事業の実績報告書を受理したので実績報告書写を添えて報告します。

補助事業者の長 殿

地方整備局長等印

# 平成 年度 民間まちづくり活動促進事業費補助金 確定通知書

平成 年 月 日付 で実績報告のあった標記事業国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

1	交付決定補助金額	金	円
2	交付済補助金額	金	円
3	確定補助金額	金	円

国 土 交 通 大 臣 殿

地方整備局長等印

## 補助金の額の確定(等)について

標記について、別紙補助金確定通知書写のとおり補助金の額を確定したので報告します。 (なお、上記確定に伴い既に交付した国庫補助金超過額に対しては、別紙返還命令書写の とおり返還を命じたので併せて報告します。)

補助事業者の長 殿

地方整備局長等印

## 平成 年度 民間まちづくり活動促進事業費補助金 返還命令書

平成 年 月 日付 で補助金の額を確定した標記事業国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条2項の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還金額 金 円
- 2 返還期限

※納付については、別途送付の歳入徴収官の発する納入告知書によること。

地方整備局長等 殿

補助事業者の長即

## 平成 年度 民間まちづくり活動促進事業費補助金 消費税額の額の確定に伴う報告書

民間まちづくり活動促進事業交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額(交付要綱第12条による額の確定) 金 円
2. 補助金の確定時における消費税仕入控除税額 金 円
3. 消費税額の額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 金 円
4. 補助金返還相当額(3.から2.を引いた額) 金 円

補助事業者の長 殿

地方整備局長等印

## 平成 年度 民間まちづくり活動促進事業費補助金 返還命令書

平成 年 月 日付 第 号で交付の決定を通知した標記事業国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条1項の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還金額 金 円
- 2 返還期限

※納付については、別途送付の歳入徴収官の発する納入告知書によること。

国 土 交 通 大 臣 殿

地方整備局長等印

### 補助金返還命令について

平成 年 月 日付 第 号で交付の決定を通知した標記事業国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条1項の規定により、別紙返還命令書写のとおり返還を命じたので報告します。

番号年月

地方整備局長等 殿

補助事業者の長即

## 平成 年度 民間まちづくり活動促進事業費補助金 財産処分等承認申請書

平成 年度の標記事業により取得した財産等について下記のとおり処分したいので、 民間まちづくり活動促進事業交付要綱第15条の規定により、承認を申請します。

- 1. 処分(使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供)をしようとする財産等
- 2. 処分(使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供)を必要とする理由及び処分の方法

財産	等の	財産	等の	形式	数量	取得個	西格等	取 得	残存	価格	備考
種	類	名	称			単価	金額	年月日	単価	金額	

### 平成 年度 収支簿

#### 国土交通省所管

四上又世旬川自	玉					補助事業者			
15.11 5%			収 入			支 出			
歳出予算 科 目	交付決定 の額	補助率 (50%又は 100%)	項目	収入額	日付	項目	支出額	うち 国庫補助金 相当額	日付
(項) 都市・地域づくり推 進費	円	%	【国庫補助金】	円		【委託費】 (項 目) (相手方) 【○○費】	P	円	
(目) 民間まちづくり活動 促進事業費補助金			(小計)【国庫補助金以外】	円円					
			(小 計) 合 計	円 円		合 計	円	円	

#### 記載要領

- 1.「項目」欄は、収入・支出の内容を記載してください。 2.「収入」欄の【国庫補助金以外】は内訳を詳しく記載してください。 3.「支出」欄の【委託費】は項目と支出相手方を記載してください。
- 4. 「日付」欄は、各項目ごとに記載してください。

#### 平成 年度 民間まちづくり活動促進事業費補助金調書

#### 国土交通省所管

地方公共団体名

		[3	E			地方公共団体								備考	
4 <u>5</u> 1	之色	大仏	油中		j	歳				-	歳出	1			
科	<b>予算</b> 目	の の	決定額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫 補助金 相当額	支出済額	うち国庫 補助金 相当額	翌年度繰越額	うち国庫 補助金 相当額	
			円			円	円		円	円	円	円	円	円	

#### 記載要領

- 1. 「国」の「歳出科目」は、項及び目を記載すること。
- 2. 「地方公共団体」の「科目」欄は、歳入にあっては款、項及び目をそれぞれ記載すること。
- 3. 「予算現額」欄は、歳入にあっては当初予算額、補正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分して、それぞれの額を記載すること。
- 4. 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5. 補助事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業に係る補助金についての調書の作成は本表に準ずること。この場合において、地方公共団体の歳入の「科目」に「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下に国庫補助金額を()内書きとすること。

官 署 支 出 官 国土交通大臣官房会計課長 殿

補助事業者の長即

# 平成 年度 民間まちづくり活動促進事業費補助金 概算払 (精算払) 請求書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった民間まちづくり活動促進事業費補助金について、下記により金 円を概算払 (精算払)によって交付されたく請求します。

記

### 1. 請求の内容

			既受領	額	今回受	受領額	残	額	事業	
区分	事業費	国庫	金額	出来	金額	月日 まで	金額	年度内	完了	備考
		補助額	<u> </u>	高	不怕	出来高	<u> </u>	出来高	期日	
	円	円	円	%	円	%	円	%	年	
									月日	
合計										

### 2. 事業完了予定日 平成 年 月 日

振込銀行	支店名	預金区分	口座番号	口座名義人

#### (注)

- 1. 事業費は補助事業の総額を記入すること。
- 2. 国庫補助金は、国庫補助総額を記入すること。
- 3. 予定出来高の%は、整数で記入すること。
- 4. 交付決定額が変更された場合、備考欄に変更年月日等を記入し既受領額がある場合には、出来高を変更後の既受領額に見合う%に修正し、それぞれ記入すること。
- 5. 請求額は予定出来高以内とすること。
- 6. 上記予定額の積算にあたっては、事業進捗状況、出来高明細等の基礎資料により勘案し積算すること。
  - ※概算払いにおいては、概算払請求書に積算内訳等の資料を添付すること。
- 7. 精算払請求書については、今回請求額、残額、事業完了の各欄中の「予定」を抹消すること。